主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人鴛海隆の上告趣意(後記)は、憲法違反を主張するけれども、その実質は 刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべ きものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一月二一日

最高裁判所第二小法廷

茂			Щ	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官